

昭和五十三年通商産業省令第六号

中小企業倒産防止共済法施行規則
中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業倒産防止共済法施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 共済契約の締結等（第一条—第十条）
 - 第二章 共済金及び一時貸付金の貸付け等（第十条の二—第三十五条）
 - 第三章 掛金の納付（第三十六条—第四十条）
 - 第四章 雜則（第四十一条）
 - 附則
- 第一章 共済契約の締結等**
- （契約の申込み）**
- 第一条 中小企業倒産防止共済法（以下「法」という。）第五条第一項の共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した共済契約申込書を、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）（機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）第十七条第一項又は第二項の規定により業務を委託したときは、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）に提出してしなければならない。
- 一 申込者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
 - 二 申込者の資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数
 - 三 申込者の主たる事業の内容
 - 四 掛金月額
- 前項の共済契約申込書には、申込者が引き続き一年以上事業を行つて中小企業者であることを証する書類を添付しなければならない。
- （契約締結の拒絶理由）**
- 第二条 法第三条第三項第三号の経済産業省令で定める事由は、申込者につき次の各号の一に該当することとする。
- 一 住戸又は主たる事業の変更が繰り返し行われたため、その者の継続的な取引の状況を把握することが困難であること。
 - 二 その者の事業に係る経理内容を把握することが困難であること。
 - 三 既に貸付けを受けた共済金若しくは一時貸付金の償還又は法第十三条の規定により返還すべき共済金、一時貸付金、早期償還手当金（法第二条第四項に規定する早期償還手当金をいう。以下同じ。）、解約手当金若しくは完済手当金の返還を怠つていること。
 - 四 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は、法人税）について、申込みの日以前一年間ににおいて納期が到来した税額を完納していないこと。
 - 五 その他前各号に掲げるものに準ずると認められること。
- （契約の申込みの承諾等）**
- 第三条 機構は、共済契約の申込みを承諾したときは、遅滞なく、共済契約を証する書類（以下「共済契約締結証書」という。）に約款を添えて、これを共済契約の申込者に送付しなければならない。
- （契約締結の拒絶）**
- 第四条 機構は、共済契約の締結を拒絶したときは、申込者に対し、拒絶の理由を付してその旨を通知しなければならない。
- （機構が行う契約の解除）**
- 第五条 機構は、共済契約を解除するときは、解除の理由を付して、その旨を共済契約者に文書で通知しなければならない。
- 第六条 法第七条第二項第一号の経済産業省令で定める一定の月分は、十二月分とする。**

2 法第七条第二項第一号の経済産業省令で定める正当な理由は、暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発その他の過失による被災の程度においてこれらに類する原因等の共済契約者がその責めに帰することができない事由により掛金を納付することができなかつたこととする。

（共済契約者が行う契約の解除）

第七条 共済契約者は、共済契約を解除するときは、その旨を機構に文書で通知してしなければならない。

第八条 共済契約者は、掛金月額の変更の申込みをするときは、掛金月額変更申込書を機構に提出してしなければならない。

第九条 法第八条第二項の経済産業省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 共済契約者がその者の事業の規模を縮小したことにより従前の掛金月額による掛金の納付を継続する必要がなくなったと認められるとき。
 - 二 共済契約者が次に掲げる事由により従前の掛金月額による掛金の納付を継続することが著しく困難であると認められるとき。
- イ 事業経営の著しい悪化
- ロ 疾病又は負傷
- ハ 危急の費用の支出

三 共済契約者が既に貸付けを受け、又は受けたこととなつた共済金の額から既に償還した共済金の額を控除した額と法第十一条第四項の規定の例により算定される掛金総額の十倍に相当する額との合計額が法第九条第二項ただし書の政令で定める額に達しているとき。

（掛金月額変更の承諾）

第十条 機構は、掛金月額の変更の申込みを承諾したときは、遅滞なく、共済契約者に対し、変更後の掛金月額を明らかにした掛金月額変更承諾書を送付しなければならない。

第二章 共済金及び一時貸付金の貸付け等

第十条の二 法第二条第二項第三号の経済産業省令で定める数は、金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号（定義）に掲げる者をいう。）の総数の百分の五十を超える数とする。

二 法第二条第二項第四号の経済産業省令で定める手続は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 共済契約者の取引の相手方たる事業者から先掛金債権等に係る債務の整理の委託を受けた弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法務事務弁護士共同法人又は司法書士法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人（以下この条において「弁護士等」という。）
- 二 共済契約者の取引の相手方たる事業者と当座取引を有する取引金融機関が、当該金融機関が手形交換を行つている手形交換所に対して書面によつてする灾害により被害を受けたことで手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又是証書の支払を停止する旨の通知
- 三 共済契約者の取引の相手方たる事業者に係る電子記録債権を法第二条第二項第三号に規定する電子債権記録機関で取り扱う金融機関が、当該金融機関が、当該金融機関が手形交換を行つている手形交換所に対して書面によつてする灾害により被害を受けたことで手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又是証書の支払を停止する旨の通知

四 共済契約者の取引の相手方たる事業者の代表者の全員（当該事業者が個人である場合にあつては、当該個人）が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する止止する旨の通知

法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定に基づき指定された特定非常災害により死亡した場合又は生死不明若しくは所在不明である場合において、当該事業者のために弁護士等が、共済契約者に対する書面によつてする支払を停止する旨の通知前項第一号及び第四号の書面には、作成の年月日を記載し、弁護士等が署名又は記名押印しなければならない。（共済金の貸付けの請求）

第十一條 法第九条第一項の共済金の貸付けの請求は、次に掲げる事項を記載した共済金貸付請求書を機構に提出してしなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 請求者の取引の相手方たる事業者につき倒産が発生したこと及び当該倒産の発生の年月日

三 請求者の取引の相手方たる事業者につき倒産が発生したこととに伴い回収が困難となつた売掛金債権等（第十四条に規定するものをいう。）の種類及びその金額

四 請求者が貸付けを希望する共済金の額

五 共済金の送金を希望する金融機関及び共済金送金通知書の送付先

六 前項の共済金貸付請求書には、前項第二号及び第三号に掲げる事項の記載内容が事実であることを証する書類（中小企業等経営強化法認定（同法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の変更の認定を含む。）を受けたことを証する書類）並びに住民票又は登記事項証明書を添付しなければならない。

（共済金の額の下限）

第十二条 法第九条第一項第二号の経済産業省令で定める額は、五十万円（共済契約締結時の掛金額が五千円であり、かつ、共済契約が効力を生じた日から共済金の貸付けの請求の日までの期間が六月以上十月未満である共済契約者につきは、五千円に掛金の納付をすべきであつた月数を乗じて得た額の十倍に相当する額）又は共済契約者の月間の総取引額に百分の二十を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。（倒産に準ずる事態）

第十三条 法第九条第一項第三号の倒産に準ずる事態として経済産業省令で定める事態は、次のとおりとする。

一 事業を継続する意思を有しないと認められること。

二 請求の日までの三ヶ月以上の期間引き続き事業を行つていないこと。

三 事業の用に供される主たる生産設備、販売設備又は施設につき、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による差押え又は経済産業大臣の指定する金融機関を差押え命令の申請者とする差押えを受けていること。（売掛金債権等）

（売掛金債権等の額の確認）

第十四條 法第九条第二項の経済産業省令で定める債権は、売掛金債権及び前渡金返還請求権とする。

（売掛金債権等の額の確認）

第十五条 機構は、法第九条第二項の倒産に係る取引の相手方たる事業者に対する売掛金債権等のうち回収が困難となつたものの額の確認を行うに当たつては、請求者と当該倒産に係る取引の相手方たる事業者との取引額、代金の支払方法等を十分に参照して行わなければならない。（取引関係の要件）

第十六條 法第九条第二項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 倒産に係る取引の相手方たる事業者に対する請求者の取引依存度が二十パーセント以上であること。

二 倒産に係る取引の相手方たる事業者と請求者との取引が倒産の発生の日まで引き続き一年以上継続していること。

2 請求者が取引の相手方たる事業者を常時変更することを常態とする事業を行ふ者である場合における前項の規定の適用については、前項第二号中「倒産に係る取引の相手方たる事業者と請求者との取引が」とあるのは、「請求者がその取引の相手方たる事業者を常時変更することを常態とする事業を」とする。

（緊急に必要な資金の算定方法）

第十七条 法第九条第二項の共済契約者の取引関係の変化による影響を緩和するため緊急に必要な資金の額として経済産業省令で定めるところにより算定した額は、請求者と倒産に係る取引の相手方たる事業者との月間取引額に、倒産に係る取引の相手方たる事業者に対する請求者の取引依存度の数値を二十で除した値（その値が二を超えるときは、二とする。）を乗じて得た額とする。（共済金の貸付けにつき認められる掛け金の延滞の期間）

第十八条 法第九条第二項第四号の経済産業省令で定める期間は、二月とする。（共済金の貸付）

第十九條 機構は、共済金を貸し付けようとするときは、共済金の額を明らかにした共済金貸付決定書及び共済金の交付を行う金融機関を明らかにした共済金送金通知書に、共済金貸付契約書及び共済金償還計画表を添えて請求者に送付しなければならない。（共済金の貸付）

第二十条 共済金の交付を受けようとする共済契約者は、前条の共済金貸付決定書、共済金送金通知書及び共済金償還計画表と共に印鑑証明書を添えて、これらを同条の金融機関に提出しなければならない。（共済金の貸付）

第二十一条 共済金の貸付けを受けた者は、法第十条第四項の規定による共済金の償還期日の繰下げを申請しようとするときは、その理由及び希望する償還期日の繰下げ期間を記載した償還期日繰下げ申請書を機構に提出しなければならない。（共済金の償還）

2 機構は、法第十条第四項の規定により共済金の償還期日を繰り下げたときは、遅滞なく、その旨及び新たな償還期日を記載した償還期日繰下げ決定書を当該共済金の償還期日の繰下げを申請した者に送付しなければならない。（償還期間の延長）

第二十二条 法第十条第五項の経済産業省令で定める期間は、三月とする。（早期償還手当金の支給）

第二十二条の二 法第十条第六項の早期償還手当金の支給を受けようとする共済契約者は、共済金の貸付けを受けた時にその償還を完了すべきものとされた期限（法第十条第四項の規定により償還期日が繰り下げられたことにより当該期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限）（以下「償還完了予定期限」という。）前にこれを完了するためにする共済金の償還（以下「早期償還」という。）に関し、その償還しようとする額及び年月日を記載した早期償還申込書を機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を記載した早期償還手当金の額を当該共済契約者の預金口座へ振り込むことにより支給しなければならない。（早期償還手当金の額）

第二十二条の三 法第十条第六項の経済産業省令で定める額は、共済契約者が貸付けを受けた共済金の額に、別表の上欄に掲げる共済金の貸付けを受けた時にその償還を完了すべきものとされた期限の区分に応じ、同表の中欄に掲げる償還完了予定期限の末日から償還を完了した日までの期間の月数（一月末満の端数がある場合には、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。）（以下「早期償還月数」という。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額

3 とする。（早期償還手当金の額）

2 機構は、早期償還手当金を支給しようとするときは、早期償還手当金の額及び法第十条第七項の規定により当該早期償還手当金の額から控除した額を明らかにした早期償還手当金支払通知書を早期償還手当金の支給を受ける権利を有する者に送付しなければならない。

(共済金貸付規程)

2 機構は、共済金の貸付け及び償還に關し、共済金貸付規程を定めなければならない。

(第二十三条) 前項の共済金貸付規程を定めようとするときは、その基本的事項について経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 機構は、第一項の共済金貸付規程を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、その理由及び内容を明らかにして、その実施の十日前までに経済産業大臣に届け出なければならない。

(一時貸付金の下限)

2 法第十条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める額は、三十万円とする。

(一時貸付金の貸付限度額)

2 法第十条の二第二項の経済産業省令で定める額は、一時貸付金の貸付けの請求の時に法第七条第二項第一号の規定により共済契約が解除されたと仮定した場合に支給すべき解約手当金の額(法第十一条第四項の規定の例により算定される掛金額が掛金納付制限額(法第四条第七項に規定する掛金納付制限額をいう。以下同じ。)に達している場合は、当該請求の時に法第七条第三項の規定により共済契約が解除されたと仮定した場合に支給すべき解約手当金の額)に百分の九十五を乗じて得た額(当該請求の時に償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金又は法第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、その額からこれらの額を控除した額)とする。

(一時貸付金の貸付限度額)

2 法第十条の二第三項の経済産業省令で定める率は、年〇・九パーセントとし、同項の経済産業省令で定める期間は、一年とする。

(一時貸付金の償還金等への掛金の充当の時期)

2 法第十条の二第六項の経済産業省令で定める期間は、五月とする。

(一時貸付金貸付規程)

2 機構は、一時貸付金の貸付け及び償還に關し、一時貸付金貸付規程を定めなければならない。

(解約手当金の請求)

2 前項の一時貸付金貸付規程を定めようとするときは、その基本的事項について経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 機構は、第一項の一時貸付金貸付規程を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、その理由及び内容を明らかにして、その実施の十日前までに経済産業大臣に届け出なければならない。

(解約手当金の請求)

2 前項の規定により解約手当金の支給を受ける権利を有する者(以下「解約手当金受給権者」という。)は、次に掲げる事項を記載した解約手当金請求書を機構に提出して、解約手当金を請求しなければならない。

(金受給権者)

2 一 解約手当金受給権者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

(該預金口座の種類、名義及び口座番号)

2 一 該預金口座のある金融機関の名称並びに口座番号(受託者が現金により解約手当金を受領することを希望する解約手当金受給権者があつては、解約手当金送金通知書の送付先)

(解約手当金の支給)

2 機構は、解約手当金を支給しようとするときは、解約手当金を解約手当金受給権者の預金口座へ振り込むことにより行わなければならない。ただし、解約手当金受給権者が受託者から現金により解約手当金を受領することを希望する場合には、現金により支払うことができるものとする。

(機構)

2 機構は、前項の規定により解約手当金を支給しようとするときは、解約手当金を解約手当金受給権者の預金により解約手当金の額から控除した額(現金により解約手当金を受領する場合)

(第一条第五項の規定)

2 機構は、前項の規定により当該解約手当金の額から控除した額(現金により解約手当金を受領する

ことを希望する場合にあつては、これらの額及び当該解約手当金の支払を行う受託者)を明らかにした解約手当金送金通知書を解約手当金受給権者に送付しなければならない。

(現金による解約手当金の受領)

2 受託者から現金により解約手当金を受領しようとする解約手当金受給権者は、前条第二項の解約手当金送金通知書に共済契約締結証書を添えて、これを同条の受託者に提出しなければならない。

(第三十一条)

受託者が現金により解約手当金を受領しようとする解約手当金受給権者は、前条第二項の解約手当金を支給する特別の事情

(第三十二条) 法第十二条第二項ただし書の経済産業省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 不正の行為によって共済金若しくは一時貸付金の貸付け又は早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金の支給を受け、又は受けようとした動機が他人の圧迫によるやむを得ないものであったこと。

(解約手当金を支給する特別の事情)

2 共済契約者がその不正の行為が発見される前にその事実を機構に届け出たこと。

(第三十三条) 法第十二条第一項の規定により、共済契約者の地位の承継の申出をしようとする者(以下「承継の申出者」という。)は、次の事項を記載した共済契約承継申出書を機構に提出しなければならない。

一 承継の申出者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 共済契約の法第十二条第一項の規定により共済契約者としての地位を承継されることとなる者(以下「被承継人」という。)の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

三 承継の申出者が被承継人の事業を相続、合併、分割又はその全部の譲渡しによつて承継した年月日

2 前項の共済契約承継申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 共済契約締結証書(承継の申出者及び被承継人の双方が共済契約締結証書を有する者である場合は、その双方のもの)

二 承継の申出者が被承継人の事業を相続、合併、分割又はその全部の譲渡しによつて承継したことを見する書類

三 被承継人につき償還すべき共済金若しくは一時貸付金、納付すべき利子若しくは法第十条第三項若しくは法第十条の二第五項の違約金又は法第十三条の規定により返還すべき共済金、一時貸付金、早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、承継の申出者がこれららの償還、納付又は返還の義務を引き受けた旨を記載した証書

(承継の申出期間)

2 法第十二条第一項の経済産業省令で定める期間は、三月とする。

(第三十四条) 法第十二条第一項の経済産業省令で定める期間は、三月とする。

(承継の承諾等の通知)

2 前項の共済契約承継承諾通知書には、法第十二条第一項による承継をした共済契約者の掛金額及び法第十一条第四項の規定により算定される掛金額を明らかにする書類並びに法第十二条第四項の規定による掛金の返還をすることとなるにつては返還金の額及びその支払を行う受託者を明らかにした返還金送金通知書を添付しなければならない。

3 第一项の共済契約承継拒絶通知書には拒絶の理由を付さなければならない。

(第三十五条) 機構は、共済契約の承継を承諾し、又は共済契約の承継を拒んだときは、遅滞なく、承継の申出者に共済契約承継承諾通知書又は共済契約承継拒絶通知書を送付しなければならない。

2 前項の共済契約承継承諾通知書には、法第十二条第一項による承継をした共済契約者の掛金額及び法第十一条第四項の規定により算定される掛金額を明らかにする書類並びに法第十二条第四項の規定による掛金の返還をすることとなるにつては返還金の額及びその支払を行う受託者を明らかにした返還金送金通知書を添付しなければならない。

3 第一项の共済契約承継拒絶通知書には拒絶の理由を付さなければならない。

(第三十六条) 掛金の納付は、共済契約者の預金口座から機構の預金口座への振替の方法による納付により行わなければならない。ただし、口座振替の方法により掛金を納付することができないや

六年

三十二月	三十一个月	二十九月	二十八月	二十七月	二十六月	二十五月	二十四月	二十三月	二十二月	二十一月	十九月	十八月	十七月	十六月	十五月	十四月	十三月	十二月	十二月未滿	六十九月以上	五十九月	五十八月	五十七月	五十六月	五十五月	五十四月	五十三月	五十二月	五十一月	五十月	四十九月	四十八月	四十七月	四十六月	四十五月	四十四月	四十三月	四十二月	四十一月	四十月	三十九月
○·七二%	○·六八%	○·六三%	○·五九%	○·五五%	○·五二%	○·四八%	○·四四%	○·四一%	○·三八%	○·三五%	○·三二%	○·二九%	○·二六%	○·二三%	○·二一%	○·一九%	○·一六%	○·一四%	○·一二%	○·一一%	三·○五%	二·九五%	二·八五%	二·七六%	二·六六%	二·五七%	二·四八%	二·三九%	二·二一%	二·一三%	二·〇四%	一·九六%	一·八八%	一·七八%	一·六五%	一·五八%	一·五一%	一·四四%	一·三七%	一·三〇%	一·三%

七年

十四月	十三月	十二月	十二月未滿	七十二月以上	七十一月	七十月	六十九月	六十八月	六十七月	六十六月	六五四月	六四月	六三月	六二月	六一月	五六月	五八月	五七月	五六月	五五月	五四月	五三月	五二月	五一月	四九月	四八月	四七月	四六月	四五月	四四月	四三月	四二月	四一月	四十月	三十九月	三十八月	三十七月	三十六月	三十五月	三十四月	三十三月
○·一二%	○·一一%	○·一%	○·〇%	三·五八%	三·四九%	三·三九%	三·二九%	三·二〇%	三·一%	三·〇二%	二·九三%	二·八四%	二·七五%	二·六六%	二·五八%	二·四一%	二·三三%	二·二五%	二·一八%	二·〇三%	一·九五%	一·八一%	一·七四%	一·六七%	一·五四%	一·四七%	一·四一%	一·三五%	一·二九%	一·二三%	一·一七%	一·一二%	一·〇六%	一·九六%	一·八六%	一·八一%	一·七七%				

五十八月	五十七月	五十六月	五十五月	五十四月	五十三月	五十二月	五十一月	五十个月	四十九月	四十八月	四十七月	四十六月	四十五月	四十四月	四十三月	四十二月	四十一月	四十个月	三十九月	三十八月	三十七月	三十六月	三十五月	三十四月	三十三月	三十二月	三十一月	三十个月	二十九月	二十八月	二十七月	二十六月	二十四月	二十二月	二十一月	二十个月	十九月	十八月	十七月	十六月	十五月
一·九七%	一·九一%	一·八四%	一·七八%	一·七一%	一·六五%	一·五三%	一·四七%	一·四一%	一·三六%	一·三〇%	一·二五%	一·一九%	一·一四%	一·〇四%	〇·九九%	〇·九五%	〇·八六%	〇·七八%	〇·七三%	〇·六九%	〇·六五%	〇·五六%	〇·五四%	〇·四五%	〇·四一%	〇·三八%	〇·三五%	〇·三二%	〇·二九%	〇·二七%	〇·二四%	〇·二二%	〇·二〇%	〇·一八%	〇·一六%	〇·一四%					